

#### 第4節 環境負荷が低減される循環型社会の形成

環境負荷が低減される循環型社会の形成のため、ごみの排出抑制・リサイクル等の促進をはじめとする各施策を実施します。

### 環境負荷が低減される循環型社会の形成

#### ごみの排出抑制・リサイクル等の促進

- 一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進
- ごみの処理体制の整備
- ごみの適正処理の推進
- 普及啓発及び情報公開の推進
- プラスチックごみ削減の推進

#### 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進

- 産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進
- 産業廃棄物処理施設の整備促進

#### 産業廃棄物の適正処理の推進

- 適正処理の推進
- 普及啓発及び情報公開の推進

## 1 ごみの排出抑制・リサイクル等の促進

### (1) 施策の基本的方向

循環型社会形成推進基本法や県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物等の排出を抑制し、適正な処理をするとともに、廃棄物を再利用可能な資源として捉え、リユースやリサイクルなど3R（Reduce「発生抑制」、Reuse「再使用」、Recycle「再利用」）を推進し、循環型社会の形成を図ります。

このため、県民が消費者・地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であることを認識し、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しがより一層進められるよう県ごみ減量化・リサイクル推進協議会等を通じて、継続的な普及啓発を行います。

県や市町村は、自らグリーン購入<sup>1</sup>を徹底するとともに、県民や事業者のグリーン購入を促進します。

また、個別物品の特性に応じたリサイクル関連法の着実な推進を図ります。

#### ※ リサイクル関連法

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(容器包装リサイクル法<sup>2</sup>)
- 特定家庭用機器再商品化法  
(家電リサイクル法)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
(建設リサイクル法<sup>3</sup>)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  
(食品リサイクル法<sup>4</sup>)
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律  
(自動車リサイクル法)
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律  
(小型家電リサイクル法)

### (2) 施策

#### ① 一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進

- 「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら、県マイバックキャンペーンや3Rの取組を展開するなど、ごみの排出抑制等について、普及啓発を行います。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律<sup>5</sup>に基づき、消費者及び食品関連事業者等の食品ロスの削減に関する理解と関心を高めるとともに、協働による取組を促進します。
- 一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用に努め、市町村と連携し、県民や事業者への普及啓発を行います。

- 
- 1 グリーン購入：環境保全型商品の購入を通じて、環境への負荷を減らす行動のことをいいます。また、そうした商品を選択して購入することにより、事業活動や流通経路の変革をめざしており、民間団体や企業、地方公共団体等により全国的に活動が行われています。
  - 2 容器包装リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といいます。一般廃棄物の大きな割合を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能なペットボトル等の容器包装廃棄物について、リサイクルシステムを構築することを目的としています。
  - 3 建設リサイクル法：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といいます。建設工事に伴って発生するコンクリート塊など特定の建設資材について、分別及び再資源化等を促進することなどにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。
  - 4 食品リサイクル法：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といいます。食品廃棄物等の排出を抑制し、再生利用率を高めることを目的としています。同法に基づき基本方針が定められており、食品関連事業者の食品廃棄物等の再生利用等の実施率を令和6年度までに食品製造業で95%、食品小売業で60%、食品卸売業で75%、外食産業で50%に向上させることを目標としています。
  - 5 食品ロスの削減の推進に関する法律：食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている法律です。

- バイオプラスチックへの代替促進については、バイオマスプラスチック導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集に努めます。
- 容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めるとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。
- 家電リサイクル法に基づき、対象となる家電4品目についてリサイクルを促進するとともに、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。
- 小型家電リサイクル法に基づき、市町村等と連携し、レアメタル等の貴重な資源を含む使用済小型電子機器等の再資源化を促進します。
- 自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理やリサイクルを促進するとともに、離島対策支援事業を活用し、離島における使用済自動車のリサイクルを円滑に進めます。

#### **② ごみの処理体制の整備**

- 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化とともに、地域の特性や必要に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備を促進します。
- 一般廃棄物の焼却施設や資源化施設などによるごみ処理について、適正な処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づく維持管理が行われるよう必要な助言・指導を行います。
- し尿については、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備により適正な処理を図るとともに、堆肥化等への再資源化を図る汚泥再生処理センターの整備を促進します。
- 市町村が策定する災害廃棄物処理計画について、「県廃棄物処理計画」等を踏まえ、その策定に対し助言するなど必要な支援を行います。
- 災害廃棄物の処理体制について、大規模災害を想定し、国、他県及び業界団体等との広域連携体制の確立を進めるとともに、新型インフルエンザ等の感染症拡大時においても廃棄物処理が継続できる体制の確保を図ります。

#### **③ ごみの適正処理の推進**

- 不法投棄防止に係る市町村の条例制定や先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。
- 地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。
- ごみ処理事業の効率化の促進、適切な収集体制の確保、ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進が図られるよう、市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言を行います。

#### **④ 普及啓発及び情報公開の推進**

- 県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の軽減に努める自主的な活動を促進するため、県民や事業者、行政が一体となって省資源・省エネルギーなど地球環境の保全のための具体的な実践活動を推進する「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育、環境学習を推進します。
- 一般廃棄物に関する排出量や処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。  
また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民の信頼を確保し理解を得るために、積極的な情報公開を促進します。

## ⑤ プラスチックごみ削減の推進

- 「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制やバイオプラスチックなど代替素材の積極的な利用が促進されるよう、先進的な取組の紹介や研修など普及啓発に努めます。
- 国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村への情報提供等に努めます。
- 事業所から排出される廃プラスチック類については、国において、業種の実態を踏まえた分別・リサイクルを促す環境整備などを進めるとされていることから、その動向を把握し事業者等への情報提供等に努めます。
- 地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。
- 海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について普及啓発を図ります。

## 2 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進

### (1) 施策の基本的方向

循環型社会の形成を図るため、次の考え方に基づき実効ある廃棄物・リサイクル対策を計画的に推進します。

- ① できる限り廃棄物の発生を抑制します。
- ② 廃棄物となったものについては、不適正処理防止その他の環境への負荷の低減に配慮し、再使用や再生利用、熱回収するなど循環的利用を行います。
- ③ これらが行われないものについては、適正な処分を行います。

### (2) 施策

#### ① 産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進

- 産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対し、排出抑制や減量化、リサイクルに関する産業廃棄物処理計画の作成を指導します。
- 排出事業者が取り組む環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 基準を満たしたリサイクル製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定することによりリサイクル製品の市場拡大を促進します。
- 産学官連携による産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制・リサイクルに対する取組を支援します。
- 事業所から排出されるプラスチックについては、分別・リサイクルを促す環境整備や排出事業者が自ら行う高度リサイクルの環境整備を進めるとされていることから、これらの動向を把握し事業者への情報提供等に努めます。
- 県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また、市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。
- 食品関連事業者による食品循環資源の発生抑制及び再生利用の促進のために、食品リサイクル法の周知を図ります。
- 資源循環関連企業の立地を促進します。

#### ② 産業廃棄物処理施設の整備促進

- 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、産業廃棄物処理施設の適正な配置を図ります。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の相互理解及び市町村との連携を図りながら、環境保全協定<sup>1</sup>の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。
- 中間処理施設については、産業廃棄物の無害化や減量化、リサイクルを推進するため必要な施設であり、地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。
- 安定型最終処分場<sup>2</sup>については、一定の残余容量が確保されていますが、産業廃棄物の発生量や地元市町村長の意見を聴きながら整備を促進します。

1 環境保全協定（公害防止協定）：地方公共団体と企業の間で交わす環境保全に関する協定で、住民団体が関与するものもあります。工場の新規立地、施設の増設などを契機に規模の大きな企業との間に結ばれるものが多く、法律の規制にとらわれず、対象項目や適用技術などを地域の実情に合った形で盛り込んでいます。

2 安定型最終処分場：産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型、遮断型の3種類に分けられます。安定型処分場では、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の安定した性質の産業廃棄物を埋立処分することができます。

### 3 産業廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 施策の基本的方向

排出事業者が事業活動において排出する廃棄物を「排出事業者処理責任の原則」に基づき、自らの責任において適正な処理を行うよう普及啓発に努めるとともに、必要な立入等を行い、適正処理を促進します。

また、県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設の設置を進めるとともに、優良な処理業者を育成します。

#### (2) 施策

##### ① 適正処理の推進

- 講習会や研修会等を通じて、「排出事業者処理責任の原則」の普及啓発に努めるとともに、必要な立入を行い、適正処理を促進します。
- 太陽光発電施設を設置する事業者に対し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」の普及啓発を行うなど、適正処理を促進します。
- 不法投棄等の防止を図るため、事務処理が効率化され、データの透明性が確保されるという利点がある電子マニフェスト<sup>1</sup>の普及を図ります。
- 処理業者に対する講習会や研修会等を通じて、処理基準の遵守の徹底を指導するとともに、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用しながら、優良な処理業者の育成に努めます。
- 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの拡大など、不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。
- 安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。
- 焼却施設の設置者に対しては、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化や処理施設の改善、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定について指導します。
- 不法投棄が発生した場合、廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分を厳格に行います。
- 県外産業廃棄物の県内への搬入については、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、事前協議を適切に運用します。

<sup>1</sup> 電子マニフェスト：マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことで、紙製のマニフェストに代えて、ネットワーク上で電子データによってやりとりするものです。

## ② 普及啓発及び情報公開の推進

- 産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。
- リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。
- 産業廃棄物処理施設の信頼性や安全性に対する県民の理解が得られるよう処理施設の設置や維持管理に関する情報を県民に公表します。

### 【環境指標】

項目	現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
一般廃棄物排出量（総量）	532千トン (令和2年度推計値)	483千トン (令和7年度)
一般廃棄物排出量（一人一日当たり）	918g (令和2年度推計値)	875g (令和7年度)
一般廃棄物リサイクル率	16.4% (令和2年度推計値)	23.4% (令和7年度)
一般廃棄物最終処分量	59千トン (令和2年度推計値)	47千トン (令和7年度)
産業廃棄物排出量	8,170千トン (令和2年度推計値)	8,170千トン (令和7年度)
産業廃棄物再利用率（農業を除く）	63.9% (令和2年度推計値)	63.9% (令和7年度)
産業廃棄物最終処分量（農業を除く）	86千トン (令和2年度推計値)	86千トン (令和7年度)
農業用廃プラスチック類再生処理率	85%	95%
建設廃棄物再資源化率（アスファルト・コンクリート塊）	100%	100%
建設廃棄物再資源化率（コンクリート塊）	100%	100%
環境物品など調達方針（グリーン調達方針）策定市町村数	19	全市町村